

## 佐賀市上下水道局調査・設計等委託業務成績評定要領

### (目的)

第1条 この要領は、佐賀市上下水道局が発注する調査・設計等委託業務（以下「委託業務」という。）の成績を評定するために必要な事項を定めることにより、厳正かつ適切な評定を行い、もって受託者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

### (評定の対象)

第2条 評定の対象は、1件の契約金額が130万円以上の建設計画及び建設事業に関する調査・設計等の委託業務とする。ただし、維持管理業務、災害調査業務、緊急に必要な業務、その他特殊な業務等で検査監が必要でないと認めたものについては、評定を省略することができる。

### (評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 監督員 佐賀市財務規則（平成17年佐賀市規則第62号）第106条第1項の規定により委託業務ごとに命じられて監督の職務に従事する職員
- (2) 担当係長 監督員の所属する係の係長（主査を含む。）以上の職にある者
- (3) 検査員 佐賀市上下水道局調査・設計等委託業務検査実施規程（佐賀市上下水道事業管理規程第26号）第3条第1項第1号に規定する専門検査員又は同項第2号に規定する指定検査員

### (評定の方法)

第4条 評定は、委託業務1件ごとに行うものとする。

- 2 評定者は、委託業務の完了検査が終了したときは、速やかに別に定める委託業務成績評定表及び採点表により当該委託業務について評定を行わなければならない。
- 3 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して、的確かつ公正に当該委託業務の成績を評定するものとする。
- 4 第2項の規定により評定を行ったときは、検査員は、その結果について検査監を通じて佐賀市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に報告しなければならない。
- 5 委託業務の完了検査の結果、当該委託業務に手直し等が生じたことになった場合においては、手直し等を実施する前の成績を評定するものとし、手直し等を実施した後の再度の評定は行わないものとする。

### (評定基準)

第5条 評定は、別に定める「設計・調査・測量業務委託評定基準」に基づき行うものとする。

### (委託業務成績の評価)

第6条 委託業務成績の総合評価は、委託業務成績評定表により求めた総合評定点により行う。

(受託者への評価結果の通知)

第7条 管理者は、第4条第4項の規定により検査員から報告を受けたときは、速やかに、当該報告に係る委託業務の受託者に対して、委託業務成績評価通知書(様式第1号)により当該委託業務に係る評価の結果を通知するものとする。

(評価の修正)

第8条 管理者は、前条の規定による通知をした後において、必要があると認めるときは、当該通知に係る評価を修正するものとする。

2 管理者は、前項の規定による修正が行われたときは、その結果について、遅滞なく、当該修正した評価に係る委託業務の受託者に通知するものとする。

(説明請求等)

第9条 前2条の規定による通知を受けた受託者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により、管理者に対し評価の内容について説明を求めることができる。

2 管理者は、前項に規定する説明を求められたときは、速やかに、委託業務成績評価に係る説明書(様式第2号)により回答するものとする。

(再説明請求等)

第10条 前条第2項の規定による回答を受けた受託者は、当該回答を受けた日から起算して14日以内に、書面により、管理者に対して再度の説明を求めることができる。

2 管理者は、前項に規定する再度の説明を求められたときは、佐賀市上下水道局指名競争入札参加資格審査委員会の審議を経て、委託業務成績評価に係る説明書により回答するものとする。

(補足)

第11条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年3月7日から施行する。

御中

佐賀市上下水道事業管理者

委託業務成績評定通知書

貴社が受注した業務について、佐賀市上下水道局調査・設計等委託業務成績評定要領に基づき評定を行いましたので、その結果を下記のとおり通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、この通知書を受け取った日から起算して14日以内（この期間には休日を含み、末日が休日に当たるときはその次の休日でない日が末日となります。）に、書面により、佐賀市上下水道事業管理者に対して説明を求めることができます。疑問に対する説明は、書面により郵送します。

記

1. 委 託 業 務 名
2. 委 託 期 間
3. 完了検査年月日
4. 評 定 の 結 果                      評 定 点                      点                      （項目別評定点は別表のとおり）
5. 合 否 の 判 定
6. 説明を求める書  
類の提出先及び  
問い合わせ先                      〒849-8559 佐賀市若宮三丁目6番60号  
佐賀市上下水道局 水循環部 財務課  
TEL 0952-33-1331

※ 業務完了後、瑕疵などが発生していることが判明した場合、評点の見直しが行われることがあります。

別表①

## 項目別評定点

業務名：

考 査 項 目	細 別	業務評定 (評定点/満点)	技術者評定			
			管理技術者 主任技術者 (注1・2) (評定点/満点)	担当技術者 (評定点/満点) (注1)	照査技術者 (評定点/満点) (注1)	
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画	20.0点 / 20.0点	20.0点 / 20.0点	5.0点 / 5.0点	
	実施状況の評価	執行管理	5.0点 / 5.0点	5.0点 / 5.0点	5.0点 / 5.0点	
		品質管理	20.0点 / 20.0点	20.0点 / 20.0点	30.0点 / 30.0点	50.0点 / 50.0点
		業務特性	10.0点 / 10.0点	10.0点 / 10.0点	12.5点 / 12.5点	
		創意工夫	4.0点 / 4.0点	4.0点 / 4.0点	4.0点 / 4.0点	
	説明調整能力の評価	説明調整能力	6.0点 / 6.0点	6.0点 / 6.0点	6.0点 / 6.0点	
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	5.0点 / 5.0点	5.0点 / 5.0点	7.5点 / 7.5点	
結果の評価	成果物の品質	30.0点 / 30.0点	30.0点 / 30.0点	30.0点 / 30.0点	50.0点 / 50.0点	
評定点の小計 (注3)		100点 / 100点	100点 / 100点	100点 / 100点	100点 / 100点	
事故等による減点		0点	0点	0点	0点	
瑕疵修補又は損害賠償による減点		0点	0点	0点	0点	
その他 ( )		0点	0点	0点	0点	
総合評定点 (注3)		100点 / 100点	100点 / 100点	100点 / 100点	100点 / 100点	

注) 1. 各項目の評定点及び満点は小数第二位を四捨五入して表示している。

2. 測量作業及び地質調査においては、現場代理人及び主任技術者が該当する。

3. 評定点の小計は小数第一位を四捨五入し、整数としている。

様式第2号

佐水財第 号  
年 月 日

様

佐賀市上下水道管理者

委託業務成績評定に係る説明書

年 月 日付けで貴社から説明を求められました委託業務成績評定の  
内容について、下記のとおり回答します。

記

- 1 委託業務名 第 号
- 2 委託業務成績評定の内容の説明